(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前 B	九・二〇～六一・二〇メートル	
	A	二〇・二〇～九八・〇〇メートル	
	後 B	九・二〇～六二・五一メートル	
	A	二〇・二〇～九八・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

路線名　供用開始の区間　四国地方整備局長　名波　義昭

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿久根市赤瀬川字大山口三〇四六番一〇から同市赤瀬川字大山口三〇四七番一〇まで	前	三三・〇〇～三八・〇〇メートル　〇・〇一三キロメートル
	後	三三・〇〇～三四・〇〇メートル　〇・〇一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十四日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　小平田浩司

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二百八号　みやま市高田町徳島字渡里三二一番一から同市高田町徳島字渡里三五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年十月二十四日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金積立金の運用に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

政府が日銀の金融政策の有効性を疑っている事に関する質問主意書（福田昭夫提出）

〝漏れた年金〟についての安倍総理の国会答弁に関する質問主意書（長妻昭提出）

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書（長妻昭提出）

機動隊員の沖縄における暴言に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

会議

十月二十一日（金曜日）午前十時　本会議

質問主意書提出

十月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一一号）

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　中島　誠

内閣官房一億総活躍推進室次長を命ずる（十月十九日）

叙位・叙勲

○叙位

正七位
（山梨医科大学名誉教授）　石川　昌

従七位
従四位に叙する（各通）　上野　明

従七位　岡本　吉司

従五位に叙する（各通）　野澤　章悟

長田　和彌

正六位に叙する（各通）　片桐　由雄

（苫小牧市議会議員）　平　秀毅

（高知県大豊町議会議員）　阿久津修一

中島　宏　都築　正光

従六位に叙する（各通）　牧子　仁一

池田　貞次　菅野　青吉　小林　廣美

正七位に叙する（各通）（以上九月十二日）

（東京工業大学名誉教授）　渡邊　隆

正四位に叙する　椿木　和子

従五位に叙する（各通）　山川　邦直

酒井　齊武　塚原　守　長谷川　正

福澤　順一　藤村　一登　毛利　久夫

米村　孝一

正六位に叙する（各通）

小川　清夫

國澤　信一　奥田　武男

従六位に叙する（各通）　杉谷　和良

従七位に叙する（以上九月十三日）

（東北大学名誉教授）　辻　福男

正四位に叙する（各通）　菊田　茂男

（信州大学名誉教授）　渡部　周治

従四位に叙する　草間　昌三

正五位に叙する　田村　恭

従五位に叙する　所沢　千秀

大平　利夫　小山　泰男

正六位に叙する（各通）　細谷　輝雄

市川　徳壽　上田正二郎

坂井　芳造　宮崎　健　片山　靖

従六位に叙する（各通）　山田　裕保

飯田　一雄

正七位に叙する　漆原　隆雄

従七位に叙する（以上九月十四日）

（滋賀医科大学名誉教授）　青山　喬

（千葉大学名誉教授）　武田　敏夫

（高知大学名誉教授）　中内　光昭

正四位に叙する（各通）